横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱

制 定 令和７年７月11日 健介事第390号（局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業（以下「本事業」という。）補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

２　補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　市内の居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）に対し財団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムの導入を促進し、介護のＤＸを活用することで介護現場の負担を軽減することを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成９年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）及び補助金規則の例による。

（補助対象者）

第４条　この要綱における補助金の対象となる事業者（以下、「補助対象者」という。）は、介護保険法に基づき指定された横浜市内に所在する事業所を運営するものとする。

（事業所の範囲の対象外）

第５条　前条の規定にかかわらず、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）が運営する事業所は対象としない。

（補助対象経費）

第６条　本事業における補助対象経費は、別表１に掲げる経費のうち、当該年度中に係る経費のみを対象とし、市長が定める実績報告の日までに契約、導入及び支払いが全て完了したものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費から除外する。

(1)国や他の自治体、横浜市が実施するその他の補助を受けているもの

(2)消費税及び地方消費税相当額

(3)振込手数料

(4)補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいもの

(5) 第１項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費

（補助率及び補助限度額等）

第７条 補助率及び補助限度額は、別表１に定めるところによる。

２ 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第８条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、横浜市電子申請・届出システムを用いて申請することとし、次に掲げる書類をそれぞれ市長が定める日までに送達しなければならない。

(1)横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請書（第１号様式）

(2)ケアプランデータ連携システム導入計画書（第２号様式）

(3)購入予定機器等の見積書又は契約書又は発注書の写し（内容明細が確認できるもの）

(4)購入予定機器等の仕様等が確認できる資料

(5)その他市長が認めるもの

２ 補助金規則第５条第３項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第１項第３号及び同条第２項第２から４号に規定する書類とする。

３ 申請者は、事業所ごとに申請を行うものとする。

（交付の決定）

第９条　市長は、前条第１項の規定に基づく申請を受理したときは、当該年度の予算の範囲内で、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

２ 市長は、第１項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金不交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第10条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が前条に定める交付決定通知書の交付を受けた後に、次の各号に掲げる理由により補助金交付申請の取下げを行う場合には、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請取下届（第５号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(1)交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。

(2)交付申請をした事業の遂行が困難なとき。

２ 市長は、前項に規定する交付申請取下届の提出があったときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消通知書（第６号様式）により補助対象事業者に通知する。

（変更の承認申請）

第11条　補助対象事業者は、補助金規則第７条第１号に定める事業の変更の承認申請を行うときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認申請書（第７号様式）に、次の書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1)ケアプランデータ連携システム導入計画書（第２号様式）

(2)その他市長が必要と認める書類

２　補助金規則第７条第１号の規定により、市長が定める軽微な変更は、補助金額を著しく変更しない程度の変更とする。

３　市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

４　計画の変更により見積金額が増額となった場合は、当初決定額を上限として本補助金を交付する。

５　市長は、第１項による事業の変更の申請があった時は、その内容を審査のうえ、承認又は不承認を決定し、承認の場合は横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認通知書（第８号様式）により、不承認の場合は、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更不承認通知書（第９号様式）により補助対象事業者に通知する。

（実績報告）

第12条　補助金規則第14条第１項に規定する

は、速やかに、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績報告書（第10号様式）

(2) 横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績額内訳書（第10号様式-別紙１）

(3) 第１号の報告書に記載された補助対象となる経費が支払済であることを証する書類の写し

(4) 導入した介護ソフト、PC等の写真等

(5) ケアプランデータ連携システムの利用開始日が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

２　前項に定める実績報告書は、市長が定める日までに提出しなければならない。

３　補助金規則第14条第４項の規定により市長が本条第１項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第１項第３号から第５号に規定する書類とする。

４　補助金規則第14条第５項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

（補助金交付額の確定）

第13条　市長は、前条に定める報告を受けたときは、報告書及びその添付書類等により、交付の対象となった事業の成果、経費の適切性等を審査し、本補助金の交付額を確定し、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により行うものとする。ただし、交付確定額は、第９条第１項により通知した補助金の交付決定額を上回ることはできない。

２　補助金の交付額確定にあたり、交付申請時の補助対象経費から減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

（交付の請求）

第14条　補助対象事業者は横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付請求書（第12号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第15条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金規則第19条第１項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第５条に該当するとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

２　前項の規定は、第13条の規定による交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３ 市長は、前項の規定により交付決定の取り消しをしたときは、速やかに申請者に横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消及び返還通知書（第13号様式）により通知するとともに、既に補助金等が交付されているときは期限を定めて、その金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（加算金及び延滞金）

第16条　前条の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、交付補助金相当額の支払いを命じたときは、市長は、補助対象者が補助金を受領した日から補助対象者が交付補助金相当額を支払った日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満を除く。）を補助対象者に納付させることができる。

２ 補助金の返還を命じた場合において、補助対象者が定められた納期日までに補助金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

３ 前２項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365 日当たりの割合とする。

（加算金の基礎となる額の計算）

第17条　前条第１項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第18条 第16条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（警察本部への照会）

第19条　市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（関係書類の整備）

第20条　補助対象者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

２　補助金規則第26条の規定により、市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は５年とする。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

（施行期日）

１ この要綱は令和７年７月11日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表１　ケアプランデータ連携システムを導入するに際して要した経費に対する補助

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 条件 | 補助率 | 上限 |
| (1)ケアプランデータ連携システム活用のための介護ソフトウェア導入経費（ソフトウェア購入費、ソフトウェア使用料） | ・申請を行う年度において、 新たにケアプランデータ連携システムを活用すること  ・当該システムの継続的な活用を予定すること  ・他の制度による補助金の交付を受けていない又は受けようとしていないこと  ・申請を行う年度において、当該システムを新たに利用するために当該システムのベンダー試験の要件を満たす介護ソフトの新規導入または変更を行うこと  ・ソフトウェア使用にかかる経費が月額使用料である場合は、当該年度における使用料であること | 10分の10 | 10万円 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| (2)ケアプランデータ連携システム活用のためのパソコン等のハードウェアの購入・設置費等 | ・申請を行う年度において、 新たにケアプランデータ連携システムを活用すること  ・当該システムの継続的な活用を予定すること  ・他の制度による補助金の交付を受けていない又は受けようとしていないこと  ・ケアプランデータ連携システム専用端末として使用するために購入するパソコン等のハードウェアであること |

第１号様式

年　 月 　日

（申請先）

横浜市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名称

代表者職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17年11月30日 横浜市規則第139号）及び横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱を遵守します。

１ 補助金交付申請額 　円

（対象経費の10分の10とし、1,000円未満の金額は切り捨てるものとします。）

２ 申請区分

□ ケアプランデータ連携システム活用のための介護ソフトウェア導入経費

□ ケアプランデータ連携システム活用のためのパソコン等のハードウェアの購入、設置費等

３ 添付書類

(1)ケアプランデータ連携システム導入計画書（第２号様式）

(2)購入予定介護ソフトウェア等の見積書又は既導入の場合、契約書または発注書の写し

（内訳明細が確認できるもの）

(3)購入予定介護ソフトウェア等の仕様等が確認できる資料

(4)その他市長が定めるもの

第２号様式

ケアプランデータ連携システム導入計画書

１　補助対象経費で導入する介護ソフトウェア等を使用する事業所

※当該事業所以外での使用は認められません。

※申請は事業所単位で行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |

２　実施事業の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 介護ソフトウェア等を  導入する目的 | |  |
| 導入する  介護ソフトウェア等 | | 「５ 補助対象経費」の通り |
| ケアプランデータ連携  システムの利用開始予定日 | |  |
| 購入  の場合 | 納品予定日 |  |
| 支払予定日 |  |
| 月額利用の場合 | 利用期間 |  |
| 支払予定日 |  |

３　書類作成者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 作成者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

４　申請時点の前提条件の確認（該当する項目を選択。）

* 申請年度から新たにケアプランデータ連携システムの利用を開始予定または開始している。
* ケアプランデータ連携システムの導入後継続的に利用を予定している。

５　補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目  ※製品ごとに、見積書に記載の製品名、メーカー名、型番などを  記入 | 金 額  ※税抜きの金額を記載してください。 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 合 計 （ア） | 円 |
| 補助金交付申請額  （ア又は10万円の少ない方の金額を記入してください。）  （1,000円未満の金額は切り捨て） | 円 |

第３号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 横浜市長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定通知書

申請のありました、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1. 交付決定額

　　　　　 円

1. 事業所の名称

1. 介護保険事業所番号

1. 交付条件
2. 本補助金は、補助対象事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。
3. 本事業の終了後、 年　 月　 日までに実績報告書等を提出してください。
4. 次の事項が生じたときは、速やかに所定の書類を提出してください。

ア 交付申請をした事業の遂行が困難になった等の理由から、申請の取り下げを行うとき。

イ 交付決定を受けた事業内容、補助対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じたとき。

　※変更により見積金額が増額となったとしても、交付決定額を増額することはできません。

1. 交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
2. 市長は、必要があると認めた場合は、当該補助金に関する調査を行うことがあります。

（担当）

第４号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 横浜市長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金不交付決定通知書

申請のありました、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金については、

審査の結果、補助金を交付しないことと決定しましたので通知します。

1. 事業所の名称

1. 介護保険事業所番号

1. 理由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(担当)

第５号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

横浜市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名称

代表者職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請取下届

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の交付申請について、

次の理由により取下げますので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第10条1項に基づき届け出ます。

１ 取下げ理由

第６号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

　　 年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名　　　　　　　　様

　　　横 浜 市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定しました横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金について、第10条第２項の規定に基づき、次のとおり補助金交付決定の（ 全部 ・一部 ）を取り消します。

１ 取消しを行う交付決定の内容と理由

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日 |  |
| 交付決定額 |  |
| 取消額 |  |
| 取消しを行う理由 |  |
| 備考 |  |

（担当）

第7号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

横浜市長

（申請者）

法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名称

代表者職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認申請書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の交付申請について、変更が生じましたので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第11条第１項に基づき、次の通り届け出ます。

1. 変更理由

1. 変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

※見積金額の変更の場合は、新たな見積書の写しを添付してください。

注１） 必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更する場合があります。

注２） 計画の変更により見積金額が増額となった場合でも、当初決定額を上限として本補助金を交付します。

第８号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横 浜 市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認通知書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の変更申請につきましては、審査の

結果、承認しましたので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱

第11条第５項により通知します。

1. 変更内容
   * 1. 変更前

* + 1. 変更後

1. 交付条件
   1. 本補助金は、補助対象事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。
   2. 本事業の終了後、 年 　月 　日までに実績報告書等を提出してください。
   3. 次の事項が生じたときは、速やかに所定の書類を提出してください。

ア 交付申請をした事業の遂行が困難になった等の理由から、申請の取り下げを行うとき。

イ 交付決定を受けた事業内容、補助対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じたとき。

※変更により見積金額が増額となったとしても、交付決定額を増額することはできません。

* 1. 交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
  2. 市長は、必要があると認めた場合は、当該補助金に関する調査を行うことがあります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当）

第９号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横 浜 市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金

変更不承認通知書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の変更申請につきましては、審査の

結果、不承認としましたので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第10条第5項により通知します。

１ 不承認理由

（担当）

第10号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

横浜市長

（申請者）

法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名称

代表者職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績報告書

年　 月 　日 第 号で交付決定のありました、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業について、次のとおり実施いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

本実績報告の補助金額については、国や他の自治体、横浜市が実施する補助を受けているものは含まれていません。

１ 補助金額

1. 実績額(a) 　　 円
2. 交付決定額(b) 円
3. 差引不用額(c=b-a) 円
4. 購入経費

□ ケアプランデータ連携システム活用のための介護ソフトウェア導入経費

* ケアプランデータ連携システム活用のためのパソコン等のハードウェアの購入・設置費等

1. 添付書類
2. 実績報告書（別紙１）
3. 前号の報告書に記載された補助対象となる経費が支払済であることを証する書類の写し
4. 導入した介護ソフト、PC等の写真等
5. その他市長が必要とする書類

（別紙１）

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績額内訳書

1. 補助対象経費で導入する機器等を使用する事業所

　※当該事業所以外での使用は認められません。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険事業所番号 |  |
| 事業所名称 |  |

1. 実施事業の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 介護ソフトウェア等を  導入する目的 | |  |
| 導入した機器等 | | 「４ 補助対象経費」の通り |
| ケアプランデータ連携システムの利用開始日 | |  |
| 導入による効果 | |  |
| 購入の場合 | 納品日 |  |
| 支払日 |  |
| 月額利用の場合 | 利用期間 |  |
| 支払日 |  |

1. 書類作成者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 作成者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

４　 補助対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 目  ※見積書の項目をそのまま記入  ※メーカー名、型番は必須 | | | 金 額  ※税抜きの金額を記載してください。 |
| 項目 | メーカー名 | 型番 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
| 合 計 （ア） | | | 円 |
| 補助金額（実績額）  (ア又は10万円の少ない方の金額を記入してください。)  （1,000円未満の金額は切り捨て） | | | 円 |

第11号様式

第　　号

　 年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横 浜 市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した事業所における横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金については、次のとおりその交付金額を確定しましたので通知します。

1. 補助金交付確定額

　 　　　 　　　 円

1. 次の事項が生じたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

既に交付した補助金については、返還請求いたします。

1. 要綱第4条に定める申請者の要件に該当しなくなったとき。
2. 本市及び他の機関又は制度において同種の助成を受けていたとき。
3. 本補助金の交付条件に違反したとき。
4. 虚偽の申請若しくは報告又は不正の手段により偽りその他不正の手段によって本補助金の交付決定を受けたとき。
5. 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
6. 補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
7. 日本の法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

３ 補助金の使途について、必要があると認められるときは調査を行うことがあります。

（担当）

第12号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

横浜市長

（申請者）

法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名称

代表者職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付請求書

横浜市居宅介護支援事務所における横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の交付を請求します。

請求金額 　　 円

振 込 先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名及び本支店名等 | （金融機関コード 支店コード ） |
| 種 目 | ・普通預金 　　　　 ・当座預金    ※該当するものを〇で囲んでください。 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義人 |  |

第13号様式

第　　号

年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 横 浜 市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消及び返還通知書

　　年 月 日付で交付決定しました横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金について、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり補助金交付決定の（ 全部 ・ 一部 ）を取り消します。補助金交付後の場合は、返還するよう通知いたします。

1. 補助金交付取消理由

1. 交付取消金額

　　　　 円

1. 返還請求について（補助金交付後の場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 返還請求額 |  |
|  | （返還請求額： 　　　　 円）  【内訳】  　（加 算 金： 　　　　　 円） |
| 納付期限 | 年 月 日 |
| 納付方法 | 添付する納付書による |
| 備考 | 積算根拠は別添のとおり |
| その他 |  |

　　（担当）